

呉市告示第 9 4 号

呉市屋外広告物条例（平成 2 8 年呉市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域又は場所に関し、同条第 2 号、第 3 号、第 7 号、第 1 1 号、第 1 5 号又は第 1 6 号の規定により指定する区域等を次のように定めましたので、条例第 4 6 条の規定により告示し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用します。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

呉市長 小 村 和 年

条例の規定による区域等の指定

1 条例第 3 条第 2 号の規定による範囲

文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 7 条又は第 7 8 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲 5 0 メートル以内の区域

2 条例第 3 条第 3 号の規定による区域

広島県文化財保護条例（昭和 5 1 年広島県条例第 3 号）第 3 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲 5 0 メートル以内の区域

3 条例第 3 条第 7 号の規定により除外する区域

蒲刈町大浦日高庄緑地環境保全地域、安浦町内海亀山八幡神社緑地環境保全地域及び下蒲刈町下島天神鼻緑地環境保全地域

4 条例第 3 条第 1 1 号の規定による区域

(1) 音戸の瀬戸公園の区域の周囲 2 0 0 メートル以内の地域のうち、家屋連たん区域（半径 1 5 0 メートルの範囲内に連たんする戸数が 1 0 戸以上である区域をいう。次号において同じ。）を除いた地域

(2) 音戸町坪井 3 丁目日附鼻北端、同町字古観音地内古観音山山頂三角点標石、同町字長尾地内長尾山頂三角点標石及び同町高須 3 丁目双見鼻北端を順次結んだ 3 直線と同町日附鼻北端から双見鼻北端に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域のうち、家屋連たん区域を除いた地域

(3) 柏島

5 条例第 3 条第 1 5 号の規定による区域

古墳、墓地及びこれらの周囲の地域

6 条例第 3 条第 1 6 号の規定による区域

社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

担当課：都市計画課
(電話 2 5 - 3 3 6 6)